

名古屋市告示第174号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和8年3月19日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和8年4月6日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 令和8年度名古屋市一般会計予算
- 2 令和8年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
- 3 令和8年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
- 4 令和8年度名古屋市介護保険特別会計予算
- 5 令和8年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 6 令和8年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
- 7 令和8年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
- 8 令和8年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算
- 9 令和8年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
- 10 令和8年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
- 11 令和8年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
- 12 令和8年度名古屋市公債特別会計予算
- 13 令和8年度名古屋市水道事業会計予算
- 14 令和8年度名古屋市工業用水道事業会計予算
- 15 令和8年度名古屋市下水道事業会計予算
- 16 令和8年度名古屋市自動車運送事業会計予算
- 17 令和8年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

名古屋市財政局財政部財政課

令和 8 年度名古屋市一般会計予算

令和 8 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,696,086,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		690,087,526
	1 市 民 税	339,958,526
	2 固 定 資 産 税	255,761,000
	3 軽 自 動 車 税	3,328,000
	4 市 た ば こ 税	17,045,000
	5 事 業 所 税	17,720,000
	6 都 市 計 画 税	56,275,000
2 地 方 譲 与 税		5,524,100
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,174,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,608,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	282,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	429,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	31,000
3 県 税 交 付 金		107,108,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,472,000
	2 配 当 割 交 付 金	4,842,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,339,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	872,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	11,333,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	74,564,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	81,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	272,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	8,333,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		3,000

款	項	金額 千円
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,000
5 地方特例交付金		11,141,000
	1 地方特例交付金	11,130,000
	2 新型コロナウイルス 感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	11,000
6 地方交付税		600,000
	1 地方交付税	600,000
7 交通安全対策特別交付金		700,000
	1 交通安全対策特別交付金	700,000
8 使用料及び手数料		40,140,236
	1 使用料	31,382,342
	2 手数料	6,575,868
	3 診療収入	971,963
	4 介護収入	387,037
	5 支援収入	823,026
9 国庫支出金		303,879,007
	1 負担金	262,426,254
	2 補助金	40,580,028
	3 委託金	872,725
10 県支出金		97,749,617
	1 負担金	67,056,684
	2 補助金	24,943,470
	3 委託金	5,749,463
11 財産収入		9,085,396
	1 財産運用収入	3,271,001
	2 財産売却収入	5,814,395
12 寄附金		19,322,315

款	項	金額 千円
	1 寄 附 金	19,322,315
13 繰 入 金		97,771,525
	1 他 会 計 繰 入 金	12,608,195
	2 基 金 繰 入 金	85,163,330
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		96,022,277
	1 延滞金、加算金及び過料	168,966
	2 預 金 利 子	26,890
	3 他会計貸付金元利収入	290,385
	4 貸 付 金 元 利 収 入	59,956,988
	5 受 託 事 業 収 入	1,774,692
	6 収 益 事 業 収 入	8,797,724
	7 雑 入	25,006,632
16 市 債		216,952,000
	1 市 債	216,952,000
歳 入 合 計		1,696,086,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		1,819,716
	1 議 会 費	1,819,716
2 総 務 費		106,733,892
	1 総 務 管 理 費	83,281,372
	2 財 務 管 理 費	12,317,184
	3 選 挙 費	818,846
	4 統 計 調 査 費	162,855
	5 徴 税 費	8,847,471
	6 防 災 危 機 管 理 費	1,306,164
3 健 康 福 祉 費		411,086,253
	1 社 会 福 祉 費	158,897,010
	2 老 人 福 祉 費	67,576,909
	3 生 活 保 護 費	93,920,481
	4 国 民 年 金 費	371,578
	5 国 民 健 康 保 険 費	24,231,325
	6 介 護 保 険 費	36,483,771
	7 公 衆 衛 生 費	17,113,013
	8 環 境 衛 生 費	6,164,933
	9 保 健 所 費	6,050,894
	10 衛 生 研 究 所 費	276,339
4 子 ども 青 少 年 費		244,148,285
	1 子 ども 青 少 年 費	244,148,285
5 環 境 費		37,495,175
	1 環 境 保 全 費	3,360,504
	2 環 境 事 業 費	34,134,671
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		24,089,517

款	項	金額 千円
	1 市民生活費	1,275,243
	2 区役所費	10,301,027
	3 スポーツ費	12,513,247
7 経済費		60,154,800
	1 産業費	59,830,572
	2 工業研究所費	324,228
8 観光文化交流費		40,785,604
	1 観光交流費	32,451,026
	2 文化交流費	5,301,972
	3 名古屋城費	3,032,606
9 緑政土木費		78,692,484
	1 土木管理費	3,708,939
	2 道路橋りょう費	27,768,967
	3 街路費	7,632,438
	4 治水費	11,614,938
	5 緑政費	26,923,728
	6 農政費	1,043,474
10 住宅都市費		51,140,300
	1 都市計画費	21,327,987
	2 住宅費	29,812,313
11 消防費		10,802,628
	1 消防費	10,802,628
12 教育費		128,782,271
	1 教育総務費	10,063,775
	2 小学校費	26,113,370
	3 中学校費	9,473,445
	4 高等学校費	2,046,235

款	項	金額 千円
	5 幼稚園費	197,841
	6 特別支援学校費	3,591,215
	7 大学費	57,419,915
	8 生涯学習費	19,876,475
13 職員費		305,765,463
	1 議会職員費	506,805
	2 総務職員費	21,736,000
	3 財政職員費	8,049,407
	4 防災危機管理職員費	649,793
	5 健康福祉職員費	24,153,845
	6 子ども青少年職員費	27,653,900
	7 環境職員費	13,699,341
	8 スポーツ市民職員費	16,266,016
	9 経済職員費	2,098,602
	10 観光文化交流職員費	1,430,965
	11 緑政土木職員費	11,956,646
	12 住宅都市職員費	7,465,876
	13 消防職員費	24,547,652
	14 教育職員費	145,550,615
14 公債費		140,086,798
	1 公債費	140,086,798
15 諸支出金		54,402,814
	1 公営企業会計支出金	54,402,814
16 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出	合計	1,696,086,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
9 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000
	2 道路橋りよう費	道路及び橋りようの維持・整備	3,000,000
	3 街路費	街路の整備	1,900,000
	4 治水費	河川及び排水路の維持・整備	3,000,000
	5 緑政費	公園の維持・整備	1,400,000
		東山総合公園の維持・整備	600,000
10 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,900,000
		土地区画整理事業	1,300,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000
		市設建築物の施設営繕	800,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
タレントマネジメントシステム利用料	令和 9 年度 から 令和10年度 まで	79,000
電子調達システムの開発・保守業務委託	令和 9 年度 から 令和10年度 まで	424,690
港防災センター移転改築の設計	令和 9 年度	268,000
福祉給付金支給等に係る福祉医療費システムの改修	令和 9 年度	91,000
港保健センター南陽分室の改築に係る電気設備工事	令和 9 年度	72,000
子ども医療費助成等に係る福祉医療費システムの改修	令和 9 年度	141,000
公立保育所のリニューアル改修に係る仮設園舎の賃借	令和 9 年度 から 令和10年度 まで	213,000
しんぽ保育園のリニューアル改修に係る仮設園舎の賃借	令和 9 年度 から 令和14年度 まで	224,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
千種児童館のリニューアル改修に係る 仮施設の賃借	令和9年度 から 令和14年度 まで	36,000
公立保育所リニューアル改修の設計	令和9年度	14,000
旧上飯田東保育園の解体工事	令和9年度	24,000
可燃・不燃・粗大ごみ及びプラスチック 資源の収集委託	令和9年度 から 令和13年度 まで	11,839,000
ごみ収集車両の購入	令和9年度	125,000
し尿収集車両の購入	令和9年度	23,000
猪子石工場工場棟等の改修工事	令和9年度 から 令和11年度 まで	5,270,000
鳴海工場大規模改修事業者選定支援等 業務委託	令和9年度 から 令和10年度 まで	36,000
中村区役所等複合庁舎・地下鉄本陣駅 間地下通路の整備	令和9年度 から 令和11年度 まで	2,784,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
南陽支所の改築に係る電気設備工事	令和9年度	146,000
南陽地区会館の移転改築に係る電気設備工事	令和9年度	112,000
老松コミュニティセンターの建設	令和9年度	100,000
コミュニティセンターのリニューアル改修工事	令和9年度	171,000
スポーツ施設利用に係るスポーツ・レクリエーション情報システムの開発	令和9年度	98,000
総合体育館レインボーアイスアリーナ冷凍設備の改修工事	令和9年度	34,000
瑞穂公園地下駐車場等の整備	令和9年度 から 令和12年度 まで	9,357,000
鳴海プールの改修工事	令和9年度	425,000
市指定文化財岡家住宅改修の設計	令和9年度	27,000
工所用資材価格調査	令和9年度	15,000
道路維持作業用車両の購入	令和9年度	60,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
千種土木事務所の空調設備改修工事	令和9年度	48,000
道路台帳平面図デジタル化業務委託	令和9年度	248,000
舗装道の補修	令和9年度	1,200,000
側溝補修	令和9年度	40,000
道路照明の賃借	令和9年度 から 令和18年度 まで	3,269,000
第二鶴舞横断歩道橋のエレベーター改修工事	令和9年度	73,000
街路樹の維持管理	令和9年度	103,000
弥富相生山線の設計	令和9年度	130,000
側溝改良	令和9年度	160,000
喜惣治橋の耐震補強	令和9年度	100,000
天白大橋の耐震補強	令和9年度	200,000
喜惣治大橋の耐震補強	令和9年度	120,000

事 項	期 間	限 度 額	千円
長丁橋の耐震補強	令和9年度		100,000
入場橋の耐震補強	令和9年度		200,000
小川橋の耐震補強	令和9年度		90,000
師長橋の耐震補強	令和9年度		80,000
焼田橋の耐震補強	令和9年度		150,000
下川原橋の耐震補強	令和9年度		50,000
朝日橋の改築	令和9年度		50,000
八熊橋の改築	令和9年度		115,000
瓶屋橋の改築	令和9年度		70,000
柳瀬橋の改築	令和9年度		70,000
上柳瀬橋の改築	令和9年度		20,000
茶屋2号水路橋の改築	令和9年度		20,000
茶ノ木根橋の改築	令和9年度		100,000
交通安全施設の整備	令和9年度		210,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
桜山駅自転車駐車場の天井改修工事	令和9年度	49,000
池下駐車場の電気設備更新工事	令和9年度	300,000
都市計画道路枇杷島野田町線の整備	令和9年度 から 令和11年度 まで	200,000
都市計画道路伏見町線の電線共同溝整備	令和9年度 から 令和12年度 まで	348,000
枇杷島橋の改築	令和9年度 から 令和10年度 まで	1,683,000
ポンプ所等遠方監視制御装置の更新工事	令和9年度	801,000
万場ポンプ所の設備更新工事	令和9年度 から 令和10年度 まで	470,000
上社調節池等のポンプ設備更新工事	令和9年度	260,000
庄内用水頭首工の老朽化対策工事	令和9年度 から 令和10年度 まで	363,000

事 項	期 間	限 度 額	千円
堀川の整備	令和9年度		500,000
境川の整備	令和9年度		60,000
排水施設整備	令和9年度		200,000
大江川の盛土工事	令和9年度		632,000
公園遊具等の更新工事	令和9年度		126,000
有料公園施設利用に係るスポーツ・レクリエーション情報システムの開発	令和9年度		98,000
有料公園施設夜間照明システムの開発	令和9年度		30,000
農業文化園・戸田川緑地（南地区）の整備	令和9年度 から 令和11年度 まで		2,940,000
東山動植物園アジアの熱帯雨林エリアの整備	令和9年度 から 令和11年度 まで		1,508,000
東山動植物園アフリカゾーンの整備	令和9年度		694,000
東山動植物園世界の植物と文化ゾーンの整備	令和9年度		155,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
東山動植物園獣舎の熱源設備更新工事	令和9年度	32,000
連節バスの製造	令和9年度	140,000
名古屋駅東側駅前広場等の再整備	令和9年度 から 令和11年度 まで	2,880,000
名古屋駅東西通路新設の実施設計	令和9年度 から 令和12年度 まで	946,000
笹島線（東側区間）の交差点等整備	令和9年度	216,000
久屋大通公園施設（オアシス21）の改修工事	令和9年度	538,000
市営住宅の建設	令和9年度	1,919,000
市設建築物の機能保全改修	令和9年度	3,389,000
港消防署南陽出張所の移転改築に係る電気設備工事	令和9年度	26,000
消防救急デジタル無線の更新	令和9年度 から 令和11年度 まで	4,126,000

事 項	期 間	限 度 額	千円
消防救急デジタル無線更新監理業務委託	令和9年度 から 令和11年度 まで		35,000
消防車両の購入	令和9年度		2,058,000
消防団詰所の改築	令和9年度		354,000
教員人事システムの構築に向けた調査	令和9年度		22,000
就学事務システムの開発・保守業務委託	令和9年度 から 令和10年度 まで		58,000
小学校校舎等のリニューアル改修工事	令和9年度		130,000
小学校校舎等リニューアル改修の設計	令和9年度		119,000
小学校校舎等の保全改修・設備改修工事	令和9年度		65,000
小学校統合校の整備	令和9年度 から 令和10年度 まで		3,777,000
小学校統合校整備の設計	令和9年度		189,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
小学校体育館空調設備整備の設計	令和9年度	109,000
小学校給食調理場等空調設備の整備	令和9年度	2,270,000
小学校給食調理場等空調設備整備の設計	令和9年度	87,000
小学校の埋設給排水管改修工事	令和9年度	419,000
小学校埋設給排水管改修の設計	令和9年度	20,000
中学校校舎等のリニューアル改修工事	令和9年度	85,000
中学校校舎等リニューアル改修の設計	令和9年度	138,000
中学校校舎等の保全改修・設備改修工事	令和9年度	85,000
中学校のスクールランチ用エレベーター更新工事	令和9年度	126,000
中学校埋設給排水管改修の設計	令和9年度	4,000
高等学校校舎等のリニューアル改修工事	令和9年度	857,000
高等学校空調設備の賃借	令和9年度 から 令和22年度 まで	296,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
特別支援学校校舎等のリニューアル改修工事	令和9年度	1,421,000
西特別支援学校新校舎の整備	令和9年度 から 令和10年度 まで	6,804,000
若宮高等特別支援学校空調設備の賃借	令和9年度 から 令和22年度 まで	61,000
星が丘図書館（仮称）の整備	令和9年度	530,000

（変更分）

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 （令和7年第1号議決）	令和7年度 から 令和28年度 まで	253,609,000 外に利息相当額	令和8年度 から 令和29年度 まで	248,175,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 （令和7年第1号議決）	令和7年度 から 令和27年度 まで	22,874,000	令和8年度 から 令和28年度 まで	20,431,000

第 4 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等整備費	294,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
国際交流施設整備費	143,000			
防災施設整備費	65,000			
社会福祉施設整備費	504,000			
老人福祉施設整備費	861,000			
衛生監視検査施設整備費	74,000			
霊園斎場整備費	3,961,000			
保健所整備費	285,000			
子ども青少年施設整備費	3,702,000			
廃棄物処理施設整備費	8,693,000			
市民活動施設整備費	1,000			
区役所整備費	1,610,000			
地域振興施設整備費	1,044,000			
スポーツ施設整備費	4,654,000			
産業施設整備費	287,000			
観光交流施設整備費	26,710,000			
文化交流施設整備費	550,000			
名古屋城整備費	408,000			
公共土木事業費	39,504,000			
公園緑地整備費	17,054,000			
農業振興施設整備費	401,000			
住宅建設費	5,334,000			
施設営繕費	5,298,000			
消防施設整備費	5,164,000			
義務教育施設整備費	5,828,000			
高等学校整備費	556,000			
幼稚園整備費	2,000			
特別支援学校整備費	1,028,000			
生涯学習施設整備費	11,568,000			
国際空港整備資金貸付金	127,000			
高速道路建設資金貸付金	1,785,000			
高速道路事業出資金	688,000			
市立大学施設整備補助金	31,139,000			
市立大学施設整備資金貸付金	2,994,000			
水道事業出資金	92,000			
高速度鉄道事業補助金	332,000			
高速度鉄道事業出資金	3,212,000			
調整債	31,000,000			
計	216,952,000			

令和8年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和8年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ206,393,120千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		182,161,794
	1 保 険 料	45,295,465
	2 手 数 料	1,700
	3 国 庫 支 出 金	137,625
	4 県 支 出 金	136,366,045
	5 諸 収 入	360,959
2 繰 入 金		24,231,325
	1 他 会 計 繰 入 金	24,231,325
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		206,393,120

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		206,388,120
	1 事 業 費	206,388,120
2 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		206,393,120

令和8年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,044,247千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		41,103,521
	1 保 険 料	39,802,399
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	69,646
	4 諸 収 入	1,231,475
2 繰 入 金		35,940,725
	1 他 会 計 繰 入 金	35,940,725
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		77,044,247

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		77,039,247
	1 事 業 費	77,039,247
2 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		77,044,247

令和 8 年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和 8 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 232,912,880 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		191,380,259
	1 保 険 料	48,051,167
	2 手 数 料	21,178
	3 国 庫 支 出 金	51,011,305
	4 支 払 基 金 交 付 金	60,415,265
	5 県 支 出 金	31,426,374
	6 財 産 収 入	51,063
	7 諸 収 入	403,907
2 繰 入 金		40,682,142
	1 他 会 計 繰 入 金	36,483,771
	2 基 金 繰 入 金	4,198,371
3 繰 越 金		850,479
	1 繰 越 金	850,479
歳 入 合 計		232,912,880

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		232,907,880
	1 事 業 費	231,065,706
	2 他 会 計 繰 出 金	940,633
	3 基 金 積 立 金	901,541
2 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		232,912,880

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	令和 9 年度 から 令和13年度 まで	2,166,000
介護保険事業所の指定及び指導事務委託	令和 9 年度 から 令和13年度 まで	776,000
介護保険システムの開発・保守業務委託	令和 9 年度 から 令和14年度 まで	9,687,000

令和8年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計予算

令和8年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,269,207千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		781,452
	1 事 業 収 入	781,452
2 繰 越 金		487,755
	1 繰 越 金	487,755
歳 入 合 計		1,269,207

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,269,207
	1 事 業 費	770,650
	2 他 会 計 繰 出 金	498,557
歳 出 合 計		1,269,207

令和 8 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和 8 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,384,233 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		6,082,894
	1 使用料及び手数料	2,705,495
	2 財 産 収 入	10
	3 繰 入 金	61,010
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	550,378
	6 市 債	2,766,000
2 食肉流通施設収入		5,301,339
	1 使用料及び手数料	463,198
	2 財 産 収 入	480
	3 繰 入 金	2,140,203
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	1,001,457
	6 市 債	1,696,000
歳 入 合 計		11,384,233

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		6,082,894
	1 事 業 費	2,178,238
	2 整 備 費	2,769,415
	3 他 会 計 繰 出 金	1,135,141
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		5,301,339
	1 市 場 費	2,478,673
	2 と 畜 場 費	1,977,181
	3 他 会 計 繰 出 金	845,385
	4 予 備 費	100
歳 出	合 計	11,384,233

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場水産卸棟積込所等の有蓋化整備	令和 9 年度 から 令和13年度 まで	2,963,000
本場水産仲卸売場等の温度管理機能整備	令和 9 年度 から 令和12年度 まで	2,434,000
本場中央管理棟の非常用発電機改修工事	令和 9 年度	214,000
北部市場青果棟の増床整備	令和 9 年度 から 令和11年度 まで	2,080,000
北部市場水産棟積込所等の有蓋化整備	令和 9 年度 から 令和10年度 まで	890,000
北部市場青果棟仲卸店舗のシャッター改修工事	令和 9 年度	169,000
北部市場関連商品棟の電気設備改修工事	令和 9 年度	554,000
北部市場駐車棟の消火設備等改修工事	令和 9 年度	225,000
北部市場駐車棟の非常用発電機改修工事	令和 9 年度	96,000
北部市場管理棟の電気設備改修工事	令和 9 年度	154,000
南部と畜場熱源供給設備改修工事	令和 9 年度	47,000

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (令和7年第6号議決)	令和7年度 から 令和10年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和8年度 から 令和11年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	2,766,000 1,696,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	4,462,000			

令和 8 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和 8 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 986,181 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		104,580
	1 財 産 収 入	4,380
	2 寄 附 金	100,000
	3 諸 収 入	200
2 繰 入 金		487,601
	1 他 会 計 繰 入 金	475,601
	2 基 金 繰 入 金	12,000
3 市 債		394,000
	1 市 債	394,000
歳 入	合 計	986,181

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		986,181
	1 事 業 費	663,294
	2 他 会 計 繰 出 金	218,507
	3 基 金 積 立 金	104,380
歳 出	合 計	986,181

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
名古屋城天守閣事業費	394,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和8年度名古屋市土地区画整理組合 貸付金特別会計予算

令和8年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,334千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事 業 収 入		103,334
	1 貸 付 金 収 入	103,334
歳 入 合 計		103,334

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		103,334
	1 他 会 計 繰 出 金	103,334
歳 出 合 計		103,334

令和8年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和8年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ374,444千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		17,000
	1 諸 収 入	17,000
2 繰 入 金		236,444
	1 他 会 計 繰 入 金	236,444
3 市 債		121,000
	1 市 債	121,000
歳 入 合 計		374,444

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		374,444
	1 事 業 費	241,115
	2 他 会 計 繰 出 金	133,329
歳 出 合 計		374,444

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
市街地再開発事業費	121,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和 8 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和 8 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 579,645 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓地整備事業収入		272,518
	1 使 用 料	272,517
	2 繰 越 金	1
2 公園整備事業収入		307,127
	1 国 庫 支 出 金	25,000
	2 他 会 計 繰 入 金	217,127
	3 市 債	65,000
歳 入 合 計		579,645

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓地整備事業費		272,518
	1 事 業 費	36,601
	2 他 会 計 繰 出 金	235,917
2 公園整備事業費		307,127
	1 事 業 費	117,500
	2 他 会 計 繰 出 金	189,627
歳 出 合 計		579,645

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業費	65,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和8年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和8年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,817,334千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		10,009,815
	1 繰 入 金	66,006
	2 振 替 収 入	8,623,809
	3 市 債	1,320,000
2 都市開発用地取得資金収入		3,807,518
	1 繰 入 金	587,412
	2 振 替 収 入	3,154,106
	3 市 債	66,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	13,817,334

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		10,009,616
	1 取 得 費	1,332,000
	2 他 会 計 繰 出 金	8,677,616
2 都市開発用地取得費		3,807,518
	1 取 得 費	67,000
	2 他 会 計 繰 出 金	3,740,518
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	13,817,334

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	1,320,000 66,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,386,000			

令和 8 年度名古屋市公債特別会計予算

令和 8 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 611,235,551 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		344,164,000
	1 公 債	344,164,000
2 財 産 収 入		2,545,885
	1 財 産 運 用 収 入	2,545,885
3 繰 入 金		264,525,666
	1 他 会 計 繰 入 金	216,967,554
	2 基 金 繰 入 金	47,558,112
歳 入 合 計		611,235,551

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		281,274,000
	1 起 債 額 繰 出	281,274,000
2 公 債 費		329,961,551
	1 公 債 費	329,961,551
歳 出 合 計		611,235,551

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	62,890,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

令和8年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 273,020,000 立方メートル
(1日 748,000 立方メートル)

給水戸数 1,430,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第1款	水道事業収益	59,692,768	
第1項	営業収益	57,676,567	
第2項	営業外収益	2,004,413	
第3項	特別利益	11,788	

		支 出	
			千円
第1款	水道経営費	59,076,101	
第1項	営業費用	52,089,359	
第2項	営業外費用	6,926,742	
第3項	特別損失	50,000	
第4項	予備費	10,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,660,023千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		収 入
		千円
第1款	資本的収入	16,613,511
第1項	企業債	13,000,000
第2項	出資金	415,000
第3項	国庫補助金	984,650
第4項	他会計貸付金返還金	139,167
第5項	基金収入	4,820
第6項	基金繰入金	38,500
第7項	その他資本収入	2,031,374

		支 出
		千円
第1款	資本的支出	39,273,534
第1項	建設改良費	34,004,430
第2項	償還金	5,264,284
第3項	投資	4,820

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設維持管理	令和9年度から令和10年度まで	900,000千円
水道施設建設	令和9年度から令和11年度まで	18,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	水道事業建設改良費にあてるため
限度額	13,000,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,900,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 消火栓関係経費、水道料金福祉対策特例措置、児童手当及び物価高騰対応生活扶助受給者等水道料金減免にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、50,886千円、161,500千円、89,332千円及び281,446千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金及び脱炭素化推進事業費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、344,000千円及び71,000千円である。

令和8年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 22,995,000 立方メートル
(1日 63,000 立方メートル)
事業所数 111 カ所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第1款	工業用水道事業収益	1,126,281	
第1項	営業収益	964,466	
第2項	営業外収益	161,315	
第3項	特別利益	500	

		支 出	
			千円
第1款	工業用水道経営費	1,123,161	
第1項	営業費用	1,031,221	
第2項	営業外費用	90,440	
第3項	特別損失	500	
第4項	予備費	1,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 859,811 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	41,704
第1項	出 資 金	14,204
第2項	そ の 他 資 本 収 入	27,500

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	901,515
第1項	建 設 改 良 費	762,348
第2項	他 会 計 借 入 金 返 還 金	139,167

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設維持 管理	令和9年度から令和10年度まで	300,000 千円
工業用水道施設建設	令和9年度から令和10年度まで	550,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、680千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、14,204千円である。

令和8年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,200 ヘクタール(15水処理センター、44ポンプ所)
処理水量 年間438,365,000 立方メートル
(1日 1,201,000 立方メートル)
水洗便所の改造 300 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第1款	下水道事業収益	87,963,779	
第1項	営業収益	77,602,301	
第2項	営業外収益	10,097,344	
第3項	特別利益	264,134	
		支 出	
			千円
第1款	下水道経営費	87,631,867	
第1項	営業費用	79,321,138	
第2項	営業外費用	8,270,729	
第3項	特別損失	30,000	
第4項	予備費	10,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 39,841,004 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額 5,329 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		収 入	千円
第1款	資本的収入		39,002,090
第1項	企業債		25,802,000
第2項	他会計補助金		71
第3項	国庫補助金		12,030,000
第4項	その他資本収入		1,153,730
第5項	水洗便所改造資金貸付事業収入		16,289

		支 出	千円
第1款	資本的支出		78,837,765
第1項	建設改良費		53,011,030
第2項	償還金		25,815,775
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費		10,960

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理	令和9年度	500,000 千円
下水道施設建設	令和9年度から令和12年度まで	49,000,000 千円
下水処理施設の改築 ・運営	令和9年度から令和38年度まで	159,800,000 千円
下水処理施設の運営 ・設備改築	令和9年度から令和18年度まで	15,770,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設改良費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため		
限度額	25,811,000千円		
	下水道事業建設改良費	25,802,000千円	
	水洗便所改造資金貸付金	9,000千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第9条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料福祉対策特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費、児童手当及び物価高騰対応生活扶助受給者等下水道使用料減免にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、32,516,621千円、4,003,947千円、124,624千円、145,656千円、149,428千円、18,023千円、88,544千円及び254,104千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 水洗便所普及助成費及び脱炭素化推進事業費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,115千円及び25,943千円である。

令和8年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------------------|------|-------------------|
| (1) 経営計画 | 車両数 | | 1,015 両 |
| | 運転キロ | 年間 | 35,770,000 キロメートル |
| | | (1日) | 98,000 キロメートル) |
| | 乗車人員 | 年間 | 121,508,500 人 |
| | | (1日) | 332,900 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 乗合自動車購入及び停留所施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
				千円
第1款	自動車運送事業収益			31,417,982
第1項	営業収益			23,124,485
第2項	営業外収益			8,057,537
第3項	特別利益			235,960
		支	出	
				千円
第1款	自動車運送事業費			30,758,230
第1項	営業費用			30,442,901
第2項	営業外費用			305,329
第3項	予備費			10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,672,974千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

		収 入	千円
第1款	資本的収入		4,031,463
第1項	企業債		3,967,000
第2項	一般会計補助金		12,250
第3項	その他資本収入		52,213

		支 出	千円
第1款	資本的支出		6,704,437
第1項	建設改良費		4,088,823
第2項	企業債償還金		2,605,614
第3項	予備費		10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
稲西営業所の受変電 設備改修工事	令和9年度	120,000千円
御器所市街地住宅の 解体に伴う負担金	令和9年度	110,000千円
マナカ情報中継シス テムの改修	令和9年度	40,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限度額	3,967,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、132,740千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,747,860千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,455,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、465,573千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、

84,261 千円である。

- 5 建設改良費にあてた企業債（脱炭素化推進事業）の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、13,421 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,100,000 千円と定める。

令和8年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------------|---------------------|
| (1) 経営計画 | 車両数 | 777両(134編成) |
| | 運転キロ | 年間 66,941,000キロメートル |
| | | (1日 183,400キロメートル) |
| | 乗車人員 | 年間 495,268,500人 |
| | | (1日 1,356,900人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両改良及び駅施設整備 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 3,483,112千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分) 1,339,000千円を借り入れる。

収 入		千円
第1款	高速度鉄道事業収益	101,446,695
第1項	営業収益	93,856,057
第2項	営業外収益	7,590,638
支 出		千円
第1款	高速度鉄道事業費	91,320,012
第1項	営業費用	83,735,414
第2項	営業外費用	7,574,598

千円

第 3 項 予 備 費 10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 796,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 29,849,905 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款 資 本 的 収 入	19,713,745
第 1 項 企 業 債	13,777,000
第 2 項 出 資 金	3,212,000
第 3 項 一 般 会 計 補 助 金	1,406,568
第 4 項 国 庫 補 助 金	299,000
第 5 項 県 補 助 金	30,000
第 6 項 そ の 他 資 本 収 入	989,177

支 出

千円

第 1 款 資 本 的 支 出	48,767,650
第 1 項 建 設 改 良 費	17,935,472
第 2 項 企 業 債 償 還 金	30,822,178
第 3 項 予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	令和 9 年度から令和 12 年度まで	13,000,000 千円
東山線可動式ホーム柵 (6 駅) の部品交換	令和 9 年度から令和 10 年度まで	230,000 千円

桜通線可動式ホーム柵 (4 駅) の部品交換	令和 9 年度から令和 10 年度まで	330,000 千円
エスカレーターの部品 交換	令和 9 年度	740,000 千円
地下鉄電気設備の維持 補修	令和 9 年度	460,000 千円
上飯田線電気設備の維 持補修に伴う負担金	令和 9 年度から令和 11 年度まで	710,000 千円
地下鉄車両部品の購入	令和 9 年度	10,000 千円
マナカ情報中継システ ムの改修	令和 9 年度	250,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため	
限度額	15,116,000 千円	
	高速度鉄道事業建設改良費	12,790,000 千円
	高速度鉄道事業資本費平準化債	191,000 千円
	高速度鉄道事業特例債	796,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	1,339,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、35,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、238,113千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,070,000千円である。

- 2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、924,247千円である。
- 3 高速度鉄道事業特別減収対策企業債の利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、6,600千円である。
- 4 建設改良費(建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。)にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,507,052千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、3,212,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。